

令和 2 年度社会福祉法人東村山けやき会 法人本部事業計画

令和 2 年度社会福祉法人東村山けやき会は、法人の基本理念に基づき事業の推進を図るものとします。

精神障害をお持ちの方たちが、孤立から解放され、地域の中で、一人一人の特徴や個性を尊重して、自分らしい生活が安心してできるよう、社会への復帰を支援します。

1 法人全体としての運営方針（中長期における計画）

①利用者へのサービス向上

利用者への処遇向上を図ってきたところであるが、今後更なる改善を図る。

②人材の育成

職員の定着に伴い、今後は次の世代を担う人材の育成に力を入れていく。

③30 周年式典に向けて

令和 3 年 3 月 26 日で法人認可を受けてから 30 年が経過することに伴い、30 周年記念式典の開催について模索。

④安定的な事業運営に向けての取り組み

利用者のニーズの把握と分析により、法人の目指すべき姿とこれに伴う事業拡大を模索していく。

2 法人全体の事業計画

①平成の里では、作業スペースを広げ、大型機械を異動し、騒音、粉塵から解放されることで利用者の作業環境の向上を図ります。

②職員の質の向上のため、資格取得支援及び研修への積極的参加を推進します。人権や虐待等防止についての正しい理解のための研修に努めます。法人内研修についても開催します。また、法人内人事異動について模索していきます。

③30 周年記念式典のプロジェクトチームを立ち上げ、目的、開催時期等、準備に向けて進めてまいります。

④グループホームむさしのはうすについて、交流室の移転及び増室について検討します。

3 法人本部の事業計画

- (1) 理事会、評議員会の会議の適切な開催
- (2) 施設長等会議の定期的開催。報告連絡相談に努めます。
(毎月第1火曜日及び必要に応じて臨時会議を開催)
- (3) 各施設との連絡、適時必要な協議及び事業の全体的進行管理の調整
- (4) 市内社会福祉法人連絡会等に積極的に参加し、他法人との連携、協働及び情報交換等に努めます。
- (5) 利用者・職員の地域住民との積極的交流・参加・場所の提供。
- (6) 実習生の積極的受け入れ。
- (7) 施設、機材の適切な管理と定期点検、清掃や整理整頓を行い、事故のない清潔な職場環境に努めます。また、在庫管理を徹底し、ムダを無くし、消耗品等の節約及び経費節減、節電を図ります。
- (8) 後援会について
東村山けやき会後援会の行事等について協力していきます。
 - ① 第36回地域交流卓球大会（令和2年9月19日）の開催
 - ② 後援会役員会の開催
 - ③ 後援会ニュースの発行
- (9) 市当局との連携
直接の行政庁である東村山市当局に借用隣地等、将来課題について働きかけていきます。また、地域生活支援拠点事業について協力していきます。
- (10) ホームページによる法人情報発信の更なる充実。

4 課題について

- (1) 職員処遇について
職員処遇について一定の改善を行ったが、整理しきれなかった課題については、今後時間をかけ、引き続き検討していきます。
業務の効率化、生産性の向上を図り、働き方改革に伴う有給休暇の適正な取得と時間外労働時間の管理に努めます。
- (2) プライバシーマークについて
プライバシーマーク（日本工業規格 J I S Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」）の更新の年であるが、今年度より、事務作業について運用代行業務委託をした株式会社 ISO 総合研究所との連携により、法人個人情報保護規程の改正も含め整理し、法人の規模にあったルールに置き換えます。
- (3) 危機管理について
東日本大震災から9年が経過したが、今後、首都直下型地震や、異常気象による大型台風等の天災、新型ウイルス等、様々な災害が起こりうること

が予想される。平成の里が東村山市と締結した「福祉避難所の指定に関する協定書」は東村山市が見直しを行っているところではあるが、非常時に備え特に備蓄の見直しをします。また、各事業所へ防火、防災、感染症予防等について随時情報を発信してまいります。

5 職員体制

職種	氏名	勤務形態	資格等
理事長	川俣 昌明		
事務長	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
事務員	山浦 恵子	非常勤	

令和2年度社会福祉法人東村山けやき会 平成の里事業計画

1 運営方針

作業室内の環境整備、利用者個別のニーズに沿った支援の充実により、利用率をアップさせ事業運営の安定を目指す。

基本方針

作業を通じて達成感や疲労感・働く意欲・喜び・きっかけを体感し、充実した自分らしい生活を営むことができるよう利用者支援に努める。

事業計画

① 利用者支援

- (1) 作業室内のレイアウトを変更。作業性の良い作業環境を構築する。
- (2) 利用者個別のニーズに沿った支援を充実させる。(就労 生活)
- (3) 新規事業の検討

② プライバシーマークの更新

2回目の更新に向け、I S O総研のコンサルを受託、システムを再構築していく。

③ 第三者評価受審

課題である支援計画書式の変更、フェイスシートの追加、マニュアル作成(支援、倫理)の見直しを行い、第三者評価を受審する。

④ 職員の労務管理

月1回以上有給を消化することで有給消化率の向上を目指す。
月25時間以内の残業を目標とする。

⑤ 研修

事業の適正な運営を図るため、職員の資質の向上に努め、内部研修や外部研修機関の実施する研修に積極的に参加する。

⑥ 関係機関等との連携

関係する区市町村、相談・就労支援事業者及び保健福祉医療サービス事業者等関係機関との密接な連携、協力を通してサービスの提供の向上を図るとともに、障害者への理解が深められるよう努める。

⑦ 交流

関係イベントへの参加(卓球大会等)を積極的に行うとともに実習生、ボランテ

ィアの受入れを継続的に行っていく。

2 職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	資格等
管理者	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
サービス管理責任者	早川 雅祥	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
生活支援員	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
生活支援員	村山 裕恒	常勤	精神保健福祉士
生活支援員	山本 英人	常勤	
職業指導員	大山 尚偉	常勤	社会福祉主事
職業指導員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
目標工賃達成指導員	山田 幸三	非常勤	
目標工賃達成指導員	倉田 ゆかり	非常勤	
事務員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
事務員	山浦 恵子	非常勤	

管理者 浅川恵子は生活支援員との兼務とし、事務員 大西宏枝は職業指導員との兼務とする。

令和 2 年度社会福祉法人東村山けやき会 地域生活支援センターふれあいの郷事業計画

1. 運営の方針

地域生活支援センターふれあいの郷は、法人の基本理念及び当センターの基本理念に基づき、事業を真摯に運営します。

令和 2 年度（2020 年度）運営方針

当センターでは 4 月 1 日からサービス提供時間の変更や、会員登録のシステムの変更を行います。利用者様への周知を徹底し、ご理解とご協力をいただけるよう努力していきます。各種サービスの内容については従前同様、ご利用者様それぞれに寄り添った、丁寧な支援を心掛けていきます。

東村山市においては平成 31 年 4 月 1 日から基幹相談支援センターが発足、令和 2 年 4 月 1 日から地域生活支援拠点事業が開始されます。当センターとしてもそれらの事業に積極的に協力していきます。

2. 運営体制

(1) 職員体制

職種	氏名	勤務形態	所属				資格
			①	②	③	④	
管理者	高橋千恵子		○	○	○	○	
施設長／相談支援専門員	高橋千恵子	常勤	○	○	○	○	精神保健福祉士
支援員／相談支援専門員	矢嶋拓	常勤		○	○	○	精神保健福祉士
支援員／相談支援専門員	矢野水基	常勤		○	○	○	
支援員／相談支援専門員	永井裕	常勤		○	○	○	精神保健福祉士 社会福祉士
支援員／地域移行・定着支援員	菊田裕幸	非常勤		○		○	
支援員／地域移行・定着支援員	船木麻衣	非常勤	○	○		○	
支援員／地域移行・定着支援員	中畑嶺菜	非常勤	○	○		○	
支援員／地域移行・定着支援員							

所属 ①基本相談支援事業（委託） ②指定一般相談支援事業
③指定特定相談支援事業 ④地域活動支援センター I 型事業(委託)

(2) 営業時間及びサービス提供時間

営業時間	月・火・木・金・土	9：30～18：00
サービス提供時間	月・火・木・金・土	10：00～17：45

祝祭日、年末年始を除きます。

3. 事業計画

(1) 指定一般相談支援事業

◀ 基本相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ▶

① 基本相談支援（東村山市障害者基本相談支援事業委託）

相談者に寄り添った丁寧な支援を心掛けていきます。

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援では、一人でも多くの方が病院や施設から退院・退所し、地域生活に移行して安定した生活が継続できるよう支援していきます。また地域定着支援事業についても行っていきます。

(2) 指定特定相談支援事業

◀ 基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援） ▶

① 基本相談支援

② 計画相談支援

質の高いサービス利用計画と支援を目指します。

(3) 地域活動支援センター I 型事業

① プログラムを増やしたため、興味のあるプログラムに継続して参加される利用者が増えてきています。より多くの方が楽しんで参加できるよう、見直しも含めて工夫していきます。

② フリースペースでは利用者同士のコミュニケーションが図れるようになってきています。フリースペースにおけるスタッフのあり方についても検討していきます。

③ ボランティアを募集し、フリースペースやプログラムに楽しくかかわっていただく中で、地域のボランティアの育成や障害に対する理解促進を深めます。

④ 家族の方へのアプローチについても引き続き検討していきます。

(4) その他

☆ 日常の業務に追われる日々ではありますが、研修の機会を確保し、職員としての質の向上に努めます。

☆ 会員登録料及び訪問・同行・代行等については、無料といたします。

令和2年度 社会福祉法人東村山げやき会
グループホームはぎやまはうす事業計画

1. 運営方針

令和2年度グループホームはぎやまはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

2. 職員体制

グループホームはぎやまはうす（定員7名）

職種	氏名	雇用形態	所属		資格等
			①	②	
管理者/サービス管理責任者/世話人	青木 岳夫	常勤	○	○	精神保健福祉士
世話人	渡部 弘子	非常勤	○		
世話人/地域生活支援員	山王 千春	非常勤	○	○	

所属 ①共同生活援助事業 ②自立生活援助事業

3. 支援体制

月曜日～金曜日	9:00～19:00	はぎやまはうす・むさしのはうすを 通じて対応考慮
土曜日	10:15～19:00	

*日曜日・祝祭日・夜間等は携帯電話にて対応

4. 事業計画

(1) 共同生活援助事業

利用者主体のサービスを心がけ、一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、こまめな声かけを行い、信頼関係を築き、持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

①健康管理

心身ともに健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努めます。また、必要な医療を受ける、決められた服薬を守ることができるよう援助、同行を行います。

②食生活

生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解できるように援助します。

③金銭管理

いずれは自己管理できることを目標に援助します。

④日中活動への参加促進の援助

無理なく生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助します。

⑤余暇活動援助

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助します。

⑥退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていくとともに孤立しないよう他機関との繋がりを援助します。

⑦防災への意識づけ

日頃から声かけを行いつつ、年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高めます。また、変化する消防法へ遅れることなく対応していきます。

定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
- ・防災対策（呼びかけ及び防災用具点検・補充）
- ・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布）
- ・ホームページにて施設の紹介

年間行事計画

4月	お花見会
8月	暑気払い
9月	東村山けやき会後援会主催卓球大会
12月	年越しそばを楽しむ会
1月	お雑煮会・利用者定期健康診断（多摩小平保健所）
3月	防災訓練

(2) 自立生活援助事業

利用者が地域において安定した自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回を主に、生活状況を把握し、必要な情報の提供及び助言やその他の必要な支援を関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえて適切かつ効果的に行います。

①利用対象者：グループホームはぎやまはうすを退居した者

②利用人数：1名（令和元年度実績）

③利用期間：原則1年間

④支援内容

訪問支援：定期的にご自宅を訪問して生活状況を確認し、アドバイス、医療機関等との連絡調整を行います。

同行支援：必要に応じて通院や役所の手続き、買い物の同行を行います。

* 定期的な支援だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等により随時の対応も行います

5. 関係機関との連携、研修参加体制

利用者支援の向上に努めるため、会議、連絡会等への参加に努めます。また、複合的、多種に渡る障害へ対応するため、職員の力量を高めるために、次に掲げる研修会への積極的参加に努めるとともに虐待防止、権利擁護の意識高揚を図ります。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月1回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・東村山市内ホーム連絡会（2か月に1回）
- ・地域懇談会への参加（萩山町）
- ・研修会、説明会への参加

他

6. 令和2年度の課題

○共同生活援助事業…サービスの向上を目指し、第三者評価を初めて受審します。また、令和2年4月1日から地域生活支援拠点としての役割を担うこととなります。一人暮らしへの移行を促進するための体験の場として支援を行っていきます。

○自立生活援助事業…引き続き安定した運営を行っていきます。

令和2年度 社会福祉法人東村山けやき会
グループホームむさしのはうす事業計画

1. 運営方針

令和2年度グループホームむさしのはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

2. 職員体制

グループホームむさしのはうす（定員6名）

職種	氏名	雇用形態	所属		資格等
			①	②	
管理者/サービス管理責任者/世話人	相川 綾子	常勤	○	○	精神保健福祉士
世話人/地域生活支援員	秋葉 裕子	非常勤	○	○	
世話人/地域生活支援員	藤澤 純子	非常勤	○		社会福祉士

所属 ①共同生活援助事業 ②自立生活援助事業

3. 支援体制

月曜日～金曜日	9:00～19:00	はぎやまはうす・むさしのはうすを通じて対応考慮
土曜日	10:15～19:00	

*日曜日・祝祭日・夜間等は携帯電話にて対応

4. 事業計画

(1) 共同生活援助事業

利用者主体のサービスを心がけ、一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、こまめな声かけを行い、信頼関係を築き、持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

①健康管理

心身ともに健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努めます。また、必要な医療を受ける、決められた服薬を守ることができるよう援助、同行を行います。

②食生活

生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解できるように援助します。

③金銭管理

いずれは自己管理できることを目標に援助します。

④日中活動への参加促進の援助

無理なく生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助します。

⑤余暇活動援助

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助します。

⑥退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていくとともに孤立しないよう他機関との繋がりを援助します。

⑦防災への意識づけ

日頃から声かけを行いつつ、年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高めます。また、変化する消防法へ遅れることなく対応していきます。

定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
- ・防災対策（呼びかけ及び防災用具点検・補充）
- ・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布）
- ・ホームページにて施設の紹介

年間行事計画

4月	お花見会
8月	暑気払い
9月	社会福祉法人東村山けやき会後援会主催卓球大会
10月	利用者定期健康診断（多摩小平保健所）
12月	年越しそばを楽しむ会
1月	お雑煮会
3月	防災訓練

(2) 自立生活援助事業

利用者が地域において安定した自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回を主に、生活状況を把握し、必要な情報の提供及び助言やその他の必要な支援を関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえて適切かつ効果的に行います。

①利用対象者：グループホームを退居した者

②利用人数：2名（平成31年度実績）

③利用期間：原則1年間

④支援内容

訪問支援：定期的にご自宅を訪問して生活状況を確認し、アドバイス、医療機関等との連絡調整を行います。

同行支援：必要に応じて通院や役所の手続き、買い物の同行を行います。

* 定期的な支援だけでなく、必要があった際は、訪問、電話、メール等により随時の対応も行います

5. 関係機関との連携、研修参加体制

利用者支援の向上に努めるため、会議、連絡会等への参加に努めます。また、複合的、多種に渡る障害へ対応するため、職員の力量を高めるために、次に掲げる研修会への積極的参加に努めるとともに虐待防止、権利擁護の意識高揚を図ります。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月2回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・東村山市内ホーム連絡会（2か月に1回）
- ・地域懇談会への参加（萩山町、栄町）
- ・研修会、説明会への参加

他

6. 令和2年度の課題

- 平成30年11月から始まった「自立生活援助事業」の安定した運営
- 地域生活支援拠点として取り組み開始
- 令和2年度中の第三者評価受審
- 昨年度の入居者4名が安定した地域生活を送れるように支援する